

第3次動物愛護管理推進実施計画素案（第1章、第7章の一部を除く）

第2章 動物行政の現状と課題

1 犬猫の収容と処分

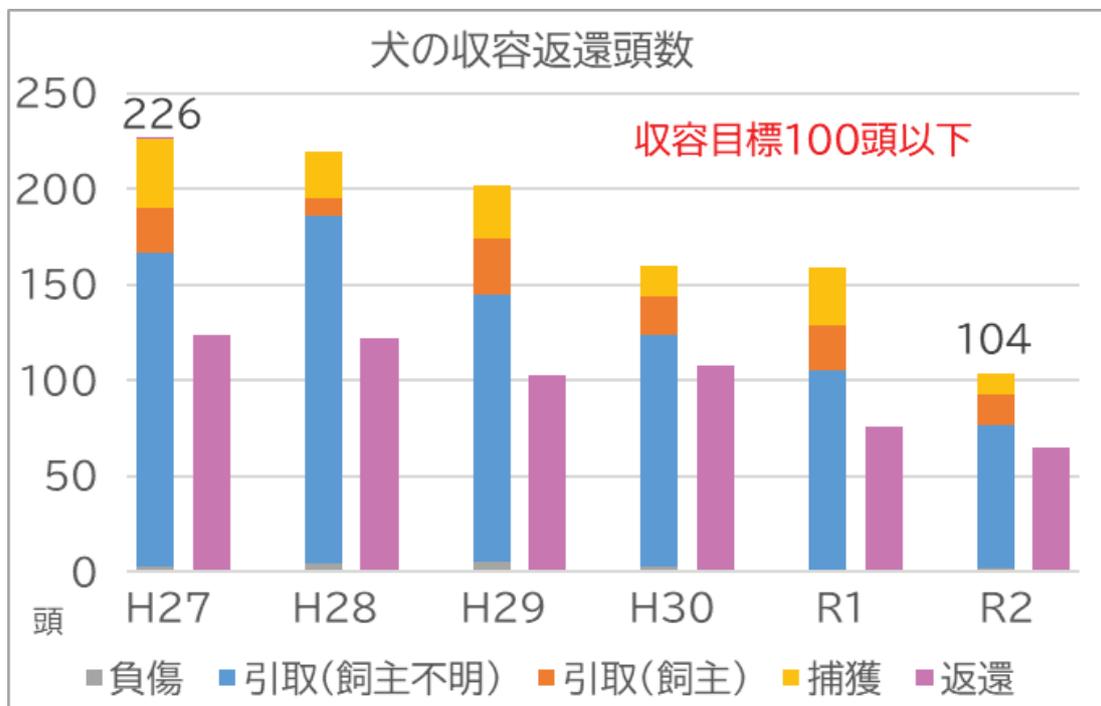
放浪犬による危害発生を防止するための犬の「捕獲」、所有者不明の犬猫や負傷した犬猫、また、飼い主が飼えなくなった犬猫の「引取り」を行っています。

収容された犬猫のうち、飼い主が判明したものは飼い主へ返還しています。

犬猫の収容頭数は減少傾向にあります。子猫（生後91日齢に満たない猫）の占める割合が依然として高くなっています。

(1) 犬猫の収容返還頭数

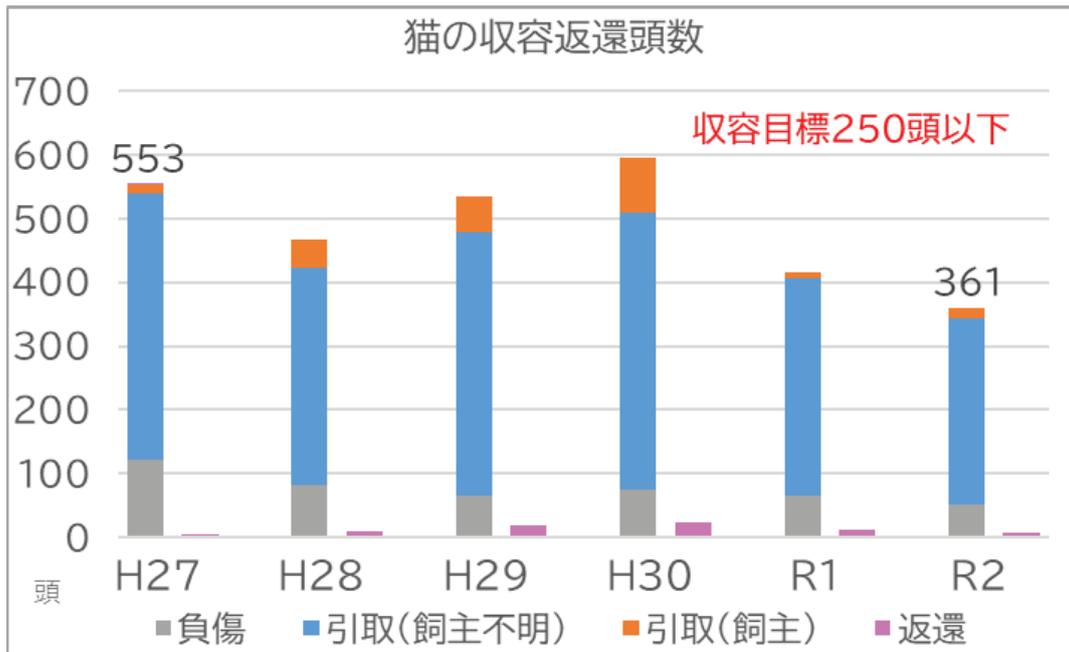
① 犬



内訳

年度	27	28	29	30	1	2
捕獲	36	25	28	16	30	11
引取(飼主)	23	9	29	20	24	16
引取(飼主不明)	164	182	140	121	101	75
負傷	3	4	5	3	1	2
収容計	226	220	202	160	159	104
返還	124	122	103	108	76	65

② 猫



内訳

年度	27	28	29	30	1	2
引取(飼主) (うち子猫)	14 (0)	45 (6)	56 (17)	86 (41)	8 (0)	17 (0)
引取(飼主不明) (うち子猫)	418 (389)	339 (294)	414 (352)	434 (399)	342 (306)	292 (267)
負傷 (うち子猫)	121 (45)	83 (32)	65 (16)	76 (31)	65 (22)	52 (16)
收容計 (うち子猫)	553 (434)	467 (332)	535 (385)	596 (471)	415 (328)	361 (283)
返 還	4	9	18	24	11	8

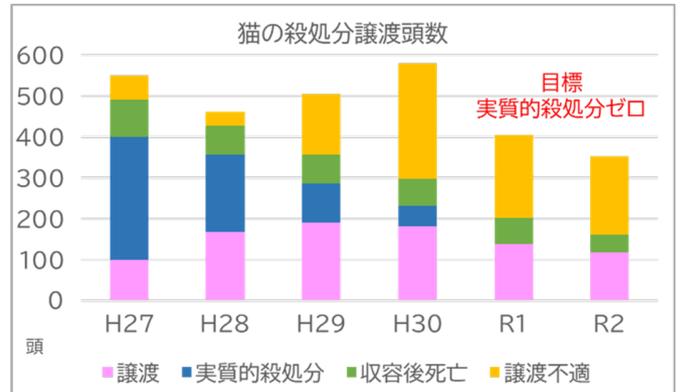
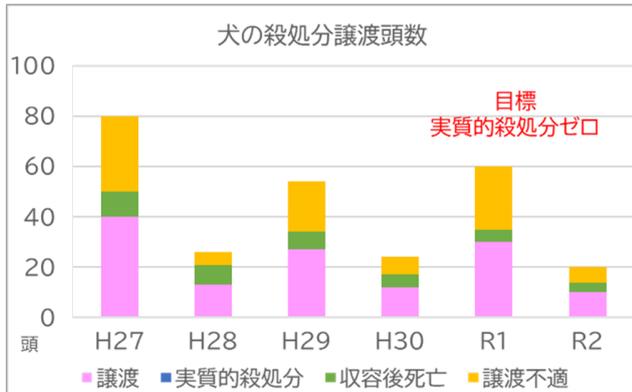
課題

- 適正飼育、終生飼育の啓発が必要です。
- 多頭飼育に陥ることのないよう不妊去勢手術の必要性について飼い主に啓発していく必要があります。
- 收容頭数割合が高い飼い主不明の子猫の收容を減らすための対策について検討する必要があります。

(2) 犬猫の殺処分譲渡頭数

収容された犬猫は可能な限り新しい飼い主に譲渡を行っています。

ミルクボランティア事業や犬猫譲渡サポート店制度など譲渡推進の取り組みにより、令和元年度には実質的殺処分ゼロを達成しましたが、攻撃性や疾病により譲渡困難な犬猫については、やむを得ず殺処分を行っています。また、その多くは飼い主不明の子猫となっています。



① 犬

年度	27	28	29	30	1	2
収容後死亡	10	8	7	5	5	4
譲渡不適	30	5	20	7	25	6
実質的殺処分	0	0	0	0	0	0
殺処分計	40	13	27	12	30	10
譲渡	77	93	61	60	59	30

② 猫

年度	27	28	29	30	1	2
収容後死亡	91	72	69	67	64	43
譲渡不適	59	34	150	280	202	191
実質的殺処分	301	187	95	50	0	0
殺処分計	451	293	314	397	266	234
(うち子猫)	(375)	(223)	(227)	(317)	(213)	(179)
譲渡	99	169	192	182	138	119

課題

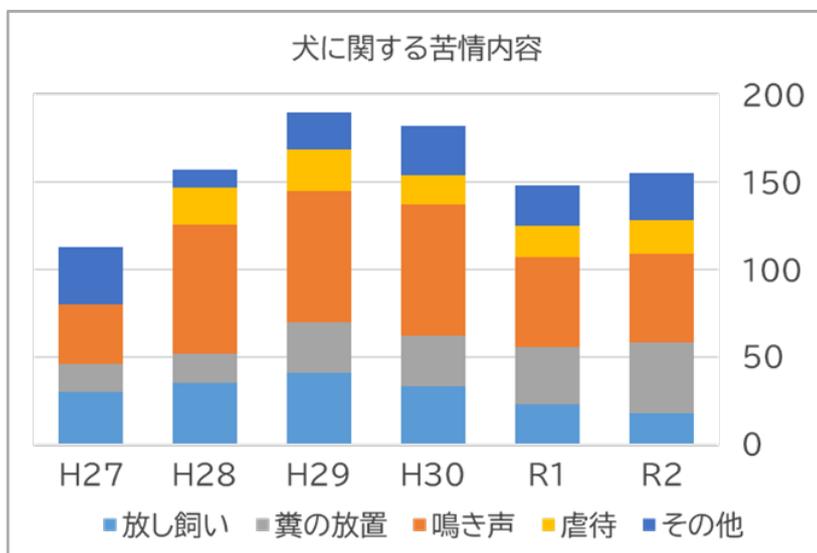
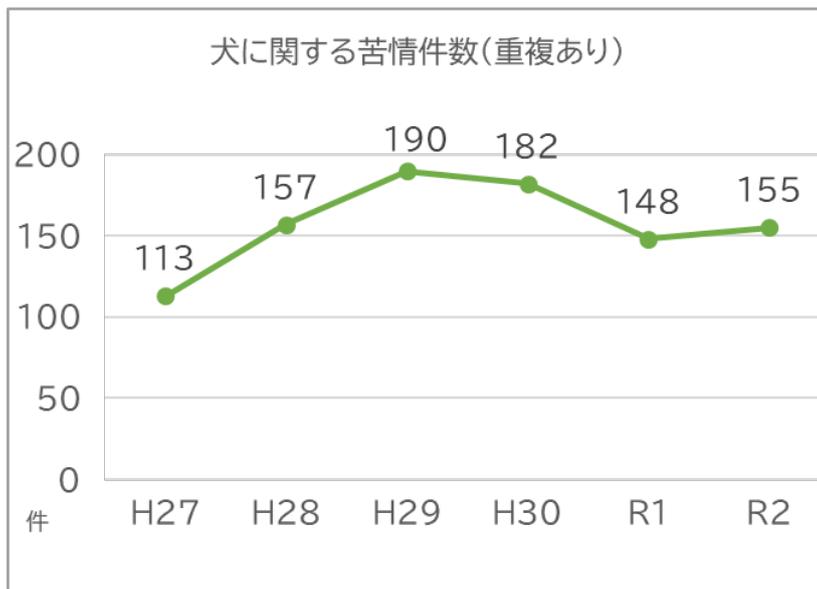
- 実質的殺処分ゼロを維持するための取り組みが必要です。
- 譲渡判定の見直しや譲渡不適の犬猫の取扱いについて検討する必要があります。
- 飼い主不明の子猫の収容を減らすため、地域猫活動等により飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進する必要があります。

2 犬猫に関する苦情件数及び苦情内容

犬猫の飼育等に関する苦情については、電話または窓口で申し立てを聞き取り、飼い主や原因者が判明している場合は、動物愛護管理センターの職員が直接現場に出向いて指導を行うなどの対応を行っています。

苦情件数は、犬は横ばい、猫は増加傾向で、申し立ての多い内容は、犬では「鳴き声」や「糞の放置」、猫では「糞尿被害」や「飼い主のいない猫への不適切な給餌」となっています。

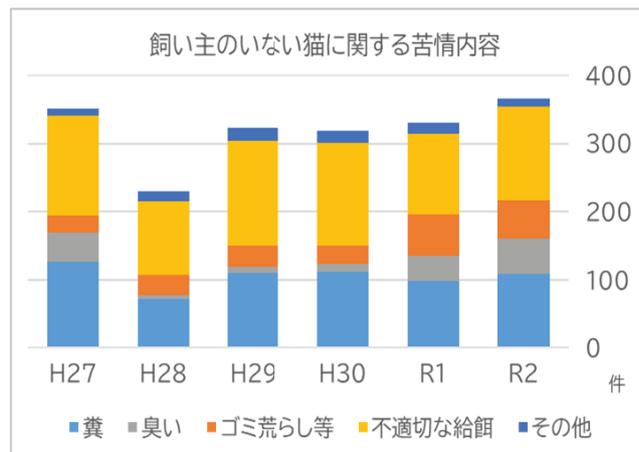
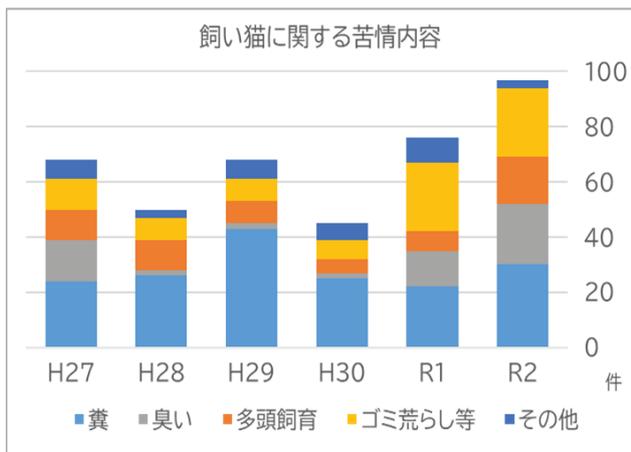
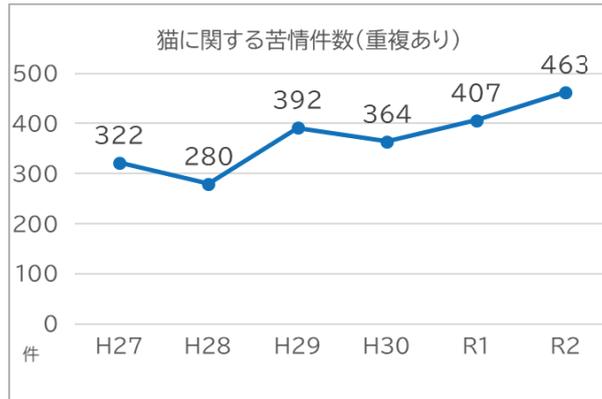
(1) 犬



課題

- ノーリードや糞の放置などの犬の散歩等のマナー向上のための効果的な指導啓発が必要です
- 犬のしつけの必要性や適正飼育に関して啓発を行う必要があります。

(2) 猫



課題

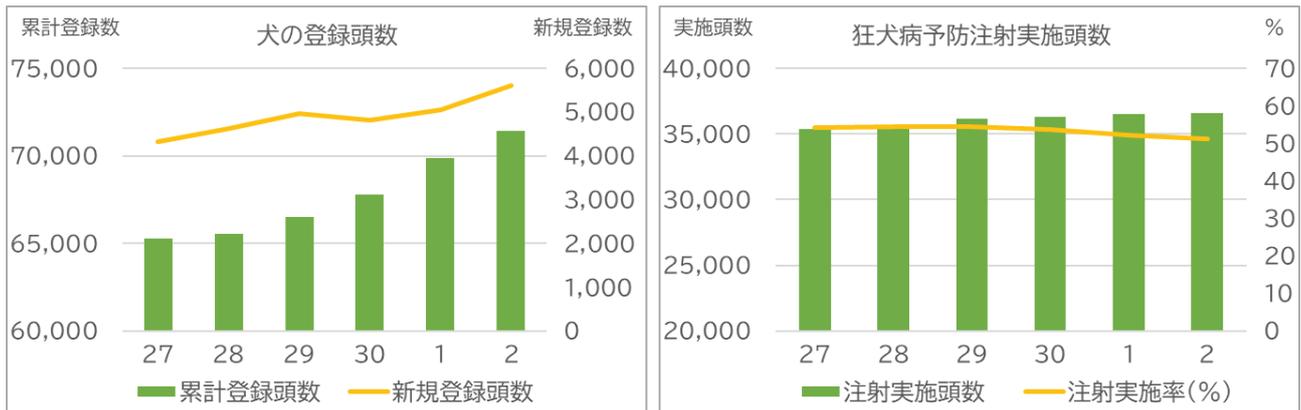
- 猫の飼い主への屋内飼育や不妊去勢手術の必要性などの適正飼育について啓発していく必要があります。
- 飼い主のいない猫への不適切な給餌者に対する効果的な指導啓発方法について検討する必要があります。

3 犬の登録及び狂犬病予防注射

犬を飼育する際には、狂犬病予防法の規定に基づき、生涯1回の登録と、1年に1回の狂犬病予防注射が必要です。

福岡市における新規登録頭数は増加傾向にあります。累計登録頭数に対する狂犬病予防注射の実施率は減少傾向にあり令和2年度は51.3%と低迷しています。

また、登録している犬の死亡や転出入などの変更の届出を行っていない飼い主がいます。



年度	27	28	29	30	1	2
累計登録	65,291	65,533	66,490	67,795	69,862	71,412
新規登録頭数	4,315	4,624	4,956	4,811	5,060	5,617
注射実施頭数	35,364	35,686	36,169	36,318	36,505	36,599
注射実施率(%)	54.1	54.5	54.4	53.6	52.3	51.3

課題

- 狂犬病予防注射の実施率の向上のため、狂犬病の正しい知識について飼い主に効果的に指導啓発を行う必要があります。
- 犬の転入転出や死亡時の手続きについて飼い主に分かりやすく周知徹底する必要があります。

4 動物取扱業登録等状況

動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」)の規定に基づき、動物(哺乳類、鳥類、は虫類)の販売、保管、貸出し、訓練または展示等を「業」として行う時には、「第一種動物取扱業」として市長の登録を受けなければなりません。

また、飼養施設を有し営利を目的としない動物の取扱を「業」として行うもの(例:譲渡・訓練などを行う動物愛護団体等)は「第二種動物取扱業者」として届出をする必要があります。

第一種動物取扱業の登録件数、施設の実数は年々増加しています。

令和元年6月に動物愛護管理法が改正され、動物取扱業への規制が強化されました。

「犬猫パートナーシップ店制度」、「譲渡サポート店制度」を開始し、共働で適正飼育や収容犬猫の譲渡推進に取り組んでいます。

年度		27	28	29	30	1	2	
第一種動物取扱業	登録件数	販売	169	183	188	170	173	197
		保管	264	273	291	297	317	337
		貸出し	8	9	9	14	16	17
		訓練	37	40	46	42	46	48
		展示	33	37	41	40	48	55
		譲受飼養	—	—	—	1	3	4
	施設実数	408	437	464	438	468	516	
	監視施設数	136	124	101	301	251	249	
動物取扱業 第二種	登録件数	譲渡	6	9	9	9	9	10
		保管	3	3	3	3	3	3
		訓練	1	1	1	1	1	1
		展示	1	1	1	1	1	1
	施設実数	6	9	9	9	9	10	

犬猫パートナーシップ店制度	譲渡サポート店制度
・マイクロチップを装着した犬猫の販売 ・販売時の飼い主への適正飼育の講習 ・センターの犬猫譲渡の広報 等	センターの譲渡犬猫を店舗で預かり、市民への適正譲渡を実施
認定店舗数 8店舗(令和2年度)	認定店舗数 15店舗(令和2年度) 譲渡実績 猫 3頭 (//)

課題

- 改正動物愛護管理法の規制強化に伴う監視指導を徹底する必要があります。
- 動物取扱責任者研修会の内容を充実させ、責任者及び従事者の資質向上を図る必要があります。
- 犬猫パートナーシップ店、譲渡サポート店制度を進めるなど、動物取扱業との連携を深める必要があります。

5 特定動物飼養施設の状況

動物愛護管理法の規定に基づき、人の生命、身体または財産に危害を加える恐れがある動物として定められた動物(特定動物)の飼育を行う際には、市長の許可を受けなければなりません。

令和2年6月からは、愛玩目的で新たに特定動物を飼育することは認められなくなりました。

また、特定動物の繁殖により生まれた動物(交雑種・ハイブリッド種)も特定動物として規制対象に追加されました。

令和2年度3月末の許可件数は31施設60件で、131頭の飼育実態があります。

年度	27	28	29	30	1	2
施設数	17	17	20	16	24	31
許可件数	57	57	54	43	51	60
飼育頭数	138	113	117	109	132	131

課題

- 特定動物の適正飼育について飼育者に啓発指導していく必要があります。

6 動物愛護・適正飼育の普及啓発

動物の愛護及び適正飼育の普及啓発のため、小学校等での出張授業や各種イベント等を開催しています。

子ども向けの啓発プログラムを、低年齢向けのふれあいを中心とした「ハローアニマル」から小学校中高学年向けの講話を中心とした「道徳授業」に移行して実施しています。

また、適正飼育の啓発イベント及び犬猫のに関する相談会を毎月実施しています。

年度		27	28	29	30	1	2
ハローアニマル (幼稚園、小学校低学年)	回数	76	79	86	100	11	—
	人数	2,981	3,616	3,468	1,896	1,107	—
道徳授業 (小学校中高学年)	回数	2	33	28	29	18	4
	人数	230	788	1,084	1,896	1,955	204
しつけ方講習会	回数	13	16	11	12	11	6
	人数	219	302	200	120	181	81
しつけ方相談	回数	92	87	36	25	16	4
	人数	150	138	50	47	23	5
わんにゃんよかイベント	回数	12	11	12	12	10	8
	人数	1,115	1,065	821	754	818	566
犬猫よろず相談	回数	12	12	11	12	8	8
	人数	171	178	189	224	170	87
動物愛護フェスティバル	人数	4,500	5,700	2,400	6,500	4,500	—
出前講座	回数	4	2	3	8	12	1
	人数	62	38	52	212	518	15

① ハローアニマル

モデル犬とのふれあいを通して動物を飼うこと責任や、いのちの大切さ、思いやりの心の育成を目的に幼稚園児や小学校低学年の児童を対象に動物愛護管理センターの職員が行う出張授業。

② 道徳授業

動物を飼うこと責任や、いのちの大切さ、動物に関する問題について学び考えることを目的に小学校中学年から中学生を対象に動物愛護管理センターの職員が行う出張授業。

③ しつけ方講習会

犬の飼い主を対象に、外部講師が行うしつけ方講習会。

④ しつけ方相談

動物愛護管理センター職員が個別に犬のしつけ方相談を受け、助言・指導を行うもの。

⑤ わんにゃんよかイベント

動物関係団体と共働により平成22年度から犬のお手入れ体験、犬のお悩み相談、犬猫の譲渡相談などを動物愛護管理センターで開催。

⑥ 犬猫よろず相談

犬猫の飼い主がかかえる疑問や問題に答える相談の場を作り、終生飼育を推進することを目的に専門家や動物関係団体と共働で平成25年度から開催。

⑦ 動物愛護フェスティバル

11月初め頃に舞鶴公園で開催。

令和元年度実績 ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

実行委員会構成団体:22団体(福岡市含む)、協力団体:9団体

メインテーマ:人もどうぶつもしあわせになるために

内容:参加団体の活動内容紹介、家庭犬のしつけ方教室、犬猫セミナー、健康・飼育相談、長寿犬猫の表彰、動物愛護パネル展示、ステージイベントなど

⑧ 出前講座

「ノラネコ問題と地域猫活動」や「動物愛護」をテーマに動物愛護管理センターの職員が地域の公民館等に出向き説明を行うもの。

課題

- ホームページ, SNS, 市政だより, チラシ等の多様な広報媒体を活用し、動物愛護の普及啓発に努める必要があります。
- 高齢者, 飼育困難者, 不適正飼育者等への効果的な啓発方法について検討する必要があります。
- 動物愛護フェスティバルなどイベントのあり方や内容について検討する必要があります。

7 動物関係団体やボランティアとの連携・共働

市に登録された譲渡団体を通じて犬猫の譲渡を行っています。

また、収容犬猫の世話や啓発イベントなどのセンター業務に参加する一般ボランティアと、離乳前の子犬子猫を哺育してもらうミルクボランティアを募集し、動物愛護管理センターの活動に参加していただいておりますが、登録者数に比べ一般ボランティアの参加者数が少なくなっています。

また、関係団体と共働で動物愛護フェスティバルをはじめとした啓発イベントを開催しています。

内 容		令和2年度実績
収容犬猫の団体譲渡	動物愛護管理センターに収容された犬猫を市に登録された譲渡団体を通じて市民等に譲渡するもの	・犬 4 頭 ・猫 20 頭
一般ボランティア	登録ボランティアが収容犬猫の世話や啓発イベントなどセンターの業務に参加するもの	・登録者数 217 人
ミルクボランティア	離乳前の子犬子猫をボランティアに哺育してもらい、離乳後、福岡市獣医師会の病院を中心に譲渡するもの	・登録者数 73 組 ・譲渡頭数 57 頭
啓発イベント実施	啓発イベント等を関係団体と共働で開催 (動物愛護フェスティバル、犬猫よろず相談、 わんにゃんよかイベント)	・6 動物愛護・適正飼育の普及啓発 参照

課題

- 適正譲渡推進のため、譲渡団体との連携を深めていく必要があります。
- ボランティアが参加しやすい仕組みや環境づくりに取り組んでいく必要があります。

8 危機管理対策

災害対策として福岡市地域防災計画に愛玩動物対策を規定するとともに、福岡市獣医師会と「災害時の被災動物の救護活動に関する協定」を締結しています。

また、狂犬病対策として「福岡市狂犬病対応マニュアル」を策定しています。

項目	計画等	概要
災害発生時の対応	福岡市地域防災計画	災害により飼育困難となった愛玩動物の保護や同行避難の支援等、住居に取り残された動物の保護などの対応を定める
	災害時の被災動物の救護活動に関する協定書(一般社団法人福岡市獣医師会)	災害発生時の被災動物の一時保護や治療等の救護活動に関する協力について協定を締結
狂犬病発生時の対応	福岡市狂犬病対応マニュアル	市内で狂犬病疑いの動物を認めた場合の検査や診断対応及び狂犬病発生時のまん延防止対策等を定める

課題

- 災害時の同行避難について、関係部署や関係団体と協議するとともに、市民へ啓発を行う必要があります。
- 獣医師会や関係団体等とそれぞれの役割を確認し、連携をさらに深めていく必要があります。

第3章 計画の基本事項

1 計画の目的

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的とします。

2 福岡市動物行政の方向性

生命の尊重や尊厳を守るという視点に立って、従来の捕獲・回収・引取り等の取締りや管理などを行う動物行政から、動物愛護・適正飼育の普及啓発に重点を置いた動物行政へ移行してまいりました。

今後、動物愛護とともに、動物の不適切な飼育や給餌等による危害や迷惑を防止するため、行政内部の関係部署の連携並びに行政と飼い主、動物取扱業者、動物関係団体、市民とのさらなる連携を図りながら適正飼育の普及啓発の取り組みを推進します。

3 計画の実施期間

計画策定日から10年間(令和13年度末)

計画の進捗状況や目標の達成度を検証しながら、5年を目途に計画の見直しを行います。

4 対象地域

福岡市内全域

5 計画の位置付け

第3次計画は福岡市総合計画体系における中期計画である政策推進プランの主要事業「動物の愛護及び管理推進事業」を進める実施計画として位置付けます。

同時に福岡市の保健福祉分野の方向性と基本理念を示すマスタープランである「保健福祉総合計画」の基本施策「**くらしの衛生向上動物の愛護・適正飼育の推進**」を踏まえるものとします。

6 施策推進の基本的視点

福岡市における動物の愛護及び管理に関する課題を解決し、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るため、以下の3つの「視点」を持って施策を推進します。

- 各主体の責務と役割の明確化
- 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進
- 各主体間の連携と共働の推進

(1) 各主体の責務と役割の明確化

課題解決のための施策を推進するには行政、飼い主、動物取扱業者、獣医師会、~~学術研究機関~~、動物関係団体及び市民の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの主体がその責務や役割を十分理解する必要があります。

① 行政の責務

行政は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を図るために必要な施策を策定し実施することにより、動物に起因する諸問題の解決に取り組む責務を負います。

また、各主体が責務と役割を十分に果たせるよう支援し、後押ししていきます。

② ~~飼い主等~~の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物をその命を終えるまで適正に飼育することにより、周辺住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を負います。

また、所有~~することに関わらず~~、動物を管理する場合や単に者のいない動物に~~王サを与え~~る給餌給水するなどの行為にも、~~適正飼育と周辺環境に配慮する責務が伴うもの~~と考えます。

③ 動物取扱業者の責務

動物取扱業者は、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行おうとする市民に対し、適正な飼育方法について理解を深めてもらうために必要な説明や情報提供を行う責務を負います。

④ 獣医師会の役割

獣医師会は動物の治療や生理・生態等に関する豊富で実践的な知識や経験を活用し、飼い主等に対する助言や適正な飼育方法について理解を促進すると同時に、専門的立場から各主体に必要な協力を行う役割を担います。

⑤ ~~学術研究機関~~の役割

~~学術研究機関は動物の生理・生態等に関する豊富で多方面に渡る知識を活用し、各主体~~

~~に対し助言する役割を担います。~~

⑤ 動物関係団体の役割

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

⑥ 市民の役割

市民は、「動物を愛おしむ気持ち」、「動物との接し方」、「動物による危害の発生防止」等について理解を深め、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(2) 市民の動物愛護と管理に対する理解の促進

「人と動物との調和のとれた共生社会」は、動物に直接かかわる者だけの努力で実現することは困難です。その実現のためには、動物にかかわる、かかわらないを問わず市民全体が、動物の愛護と管理に対する理解を深める必要があります。

(3) 各主体間の連携と共働の推進

それぞれの主体が単独で行う取り組みには限界があります。「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指すためには各主体間の連携や共働を推進する必要があります。

第4章 計画の推進体制

第3次計画は、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目的に効果的な施策等の検討を行うため設置した「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、第3次計画に基づき10年間にわたって動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的かつ効果的・効率的に行われているかを福岡市で検証し、必要に応じて協議会に対して意見を求め、それらを参考に第3次計画の見直しを行います。

第5章 施策の柱

1 動物愛護・適正飼育の推進

「人と動物との調和のとれた社会」の実現のために不可欠な、動物の生命を尊重する気風と責任、動物の適正飼育や取扱い、動物の生理及び生体に関する知識の普及啓発を行います。

2 飼い主のいない猫問題対策

飼い主のいない猫に起因する迷惑や住民間のトラブルの発生防止、また飼い主のいない猫の引取り数削減のため、不適切な給餌に対する指導啓発を行いながら、地域猫活動等への取り組みへの支援など不妊去勢手術を進めていきます。

3 譲渡の推進

收容された犬猫について飼い主への返還に努めるとともに、飼い主が判明しないものは動物関係団体や動物取扱業者等と連携し可能な限り新しい飼い主に譲渡を行います。

4 多頭飼育問題対策

周辺の生活環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題に対し、社会福祉部局等との連携を図り解決に取り組むとともに、発生防止に努めます。

5 監視指導

関係法令遵守や動物愛護推進の観点から動物取扱業、実験動物飼育施設、産業動物飼育施設等への効果的な監視指導を行います。

6 マイクロチップ装着の推進

遺棄防止や逸走時の返還率向上のため、犬猫へのマイクロチップの装着を推進します。

7 狂犬病予防

狂犬病の発生やまん延防止のため、犬の登録率及び狂犬病予防注射実施率の向上を図ります。

8 共働の推進

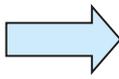
これまで培ってきた動物関係団体との共働関係を継続し、新たな連携や協力体制を構築します。また、動物愛護管理センターの取り組みに協力するボランティアを積極的に受け入れるとともに活動の場を広げていきます。

9 危機管理対策

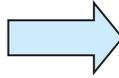
動物による人の生命等に対する侵害及び狂犬病の発生予防並びに災害発生時及び狂犬病発生時に迅速かつ的確な対応を行うため、危機管理体制の整備を行います。

第6章 目標

計画に基づく施策の効果を判定するための指標及び目標を設定します。

1 殺処分数	
犬(令和2年度 10頭) 猫(令和2年度 234頭)	
	<u>5頭以下(令和13年度まで)</u> <u>100頭以下(令和13年度まで)</u>
令和2年度実績の概ね2分の1	
実質的な殺処分ゼロを継続させながら、負傷犬猫の死亡及び、攻撃性や疾病等による譲渡困難な犬猫の殺処分の削減を目指す。	

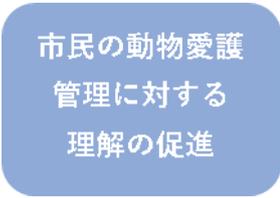
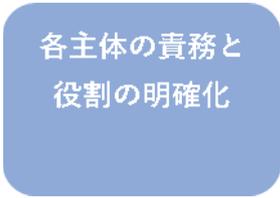
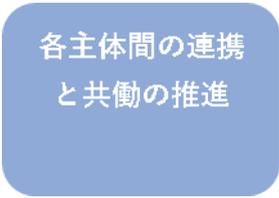
2 犬猫の収容頭数	
犬(令和2年度 104頭) 猫(令和2年度 361頭)	
	<u>50頭以下(令和13年度まで)</u> <u>200頭以下(令和13年度まで)</u>
令和2年度実績の概ね2分の1	
返還や新しい飼い主への譲渡の更なる推進を行うことが可能になる頭数を目指す。	

3 苦情件数	
令和2年度 苦情件数 犬猫合計618件	
	<u>300件以下(令和13年度まで)</u>
令和2年度実績の概ね2分の1	

4 犬の登録	
飼育されている犬すべての登録	

5 犬の狂犬病予防注射	
登録犬すべてに対する年1回の予防注射実施	

第 7 章 目 標 第 3 次福岡市動物愛護管理推進実施計画 施策の体系(案)

計画の目的		人と動物との調和のとれた共生社会	
施策推進の基本的な視点			
			
			
	施策の柱	区 分	
1	動物愛護・適正飼育の推進	飼い主責任の啓発	
		不妊去勢手術の徹底	
2	飼い主のいない猫問題対策	収容頭数削減のための取組み	
		地域猫活動の支援方法の検討(不妊去勢手術の推進)	
		飼い主のいない猫へ不適切な餌やり防止対策	
3	譲渡の推進	譲渡事業の充実	
		犬猫の譲渡・殺処分のあり方検討	
4	多頭飼育問題対策	関係機関との連携	
		多頭飼育問題防止ための啓発	
		問題のある多頭飼育者への指導	
5	監視指導	動物取扱業者の監視指導	
		実験動物施設の監視指導	
		産業動物飼育施設の監視指導	
6	マイクロチップ装着の推進	所有者明示とマイクロチップ装着の必要性の周知	
		住所変更等の手続きの周知	
7	狂犬病予防	集合注射のあり方の検討	
		指導啓発の充実	
		登録率の向上	
8	共働の推進	関係部署や関係機関との連携	
		動物関係団体との連携及びボランティアの受入れ	
		動物愛護推進員の委嘱	
9	危機管理対策	災害発生時の対応	
		狂犬病発生時の対応	

第8章 動物愛護管理センターの位置づけ及び役割

1 動物愛護管理センターの位置づけ

動物愛護管理センターを「市民啓発」、「市民への情報提供」、「動物関係団体との共働」、「収容動物の返還・譲渡」、「動物の適正管理」及び「危機管理」を行う拠点と位置づけ、第3次計画の具体的施策を推進していきます。

(1) 市民啓発の拠点

- ① 動物愛護思想と適正飼育に関する市民啓発
- ② ふれあい事業やしつけ方講習会や啓発イベントの実施
- ③ 各種広報媒体を利用した情報の発信

(2) 市民に開かれた市民が訪れ情報を得る拠点

- ① 動物の取扱に関する正しい情報の提供
- ② 収容・譲渡動物に関する情報の提供
- ③ 市民の悩みや相談の対応

(3) 動物関係団体等と連携共働して活動する拠点

- ① 動物関係団体等の育成と活動の場の提供
- ② 市と動物関係団体等の各主体間の情報の共有
- ③ 各主体間の共働の実践

(4) 収容された動物を生かすための拠点

- ① 元の飼い主への返還の推進
- ② 新しい飼い主への譲渡の推進
- ③ 収容動物の適切な飼育管理の実践

(5) 動物の適正管理に関する取り組みの拠点

- ① 飼い主への動物の適正飼育に関する指導
- ② 動物取扱業者への動物の適正管理に関する指導
- ③ 動物による人の生命, 身体や財産に対する侵害の防止

(6) 危機管理拠点

- ① 狂犬病発生予防・発生時のまん延の防止
- ~~② 狂犬病発生時の愛護動物対策の実施~~
- ② 災害発生時の被災動物対策の実施

2 2つの動物愛護管理センターの役割

2か所の動物愛護管理センターが役割を分担し、それぞれの立地や特徴を生かした取り組みを行います。

【東部動物愛護管理センター】

愛称:あにまるぽーと

飼い犬の狂犬病予防や動物取扱業者の指導、災害時等の危機管理などの動物管理業務の中心的役割を担い、動物(あにまる)が收容されても元の飼い主や新しい飼い主のところへ旅立つ港(ぽーと)となる、「あにまるぽーと」の愛称のとおり、「生かすためのセンター」として收容される犬猫の返還や譲渡を進めるとともに、動物を飼育できる環境を生かし、啓発イベント等を中心とした啓発業務を担う施設として取り組みます。

【家庭動物啓発センター】

愛称:ふくおかどうぶつ相談室

市民啓発や動物関係団体等との共働を推進する役割を担い、動物関係団体やボランティアが連携を深める環境づくりのほか、飼い主に対する適正飼育の指導や動物の飼い方相談、市民に対する適切な動物との接し方の啓発等に加え、**利便性を生かして猫の譲渡を行い、「市民に開かれ市民が訪れる施設」として取り組みます。**